

令和5年6月21日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

感染状況等に係る都道府県と市町村の間の情報共有及び自宅・宿泊療養者等 への対応に係る事例について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記事務連絡に関し、このたび日本医師会より通知がありましたので情報提供いたします。

昨年12月の感染症法改正により、新型インフルエンザ等感染症患者又は新感染症の所見のある者に対する体温その他の健康状態の報告の求めについて、都道府県知事は、同改正で新設された宿泊施設・居宅等で療養している新型インフルエンザ等感染症患者等へ医療を提供する第二種協定指定医療機関、地域医師会等に委託できる旨、新たに規定されました。

本事務連絡は、同規定が令和6年4月1日より施行されること等を踏まえ、自宅療養者等に対する健康観察等の委託に係る事例等を情報提供するものです。

滋賀県における医療機関や訪問看護ステーションへの委託、神奈川県における郡市医師会等と連携した健康観察システムの事例が示されています。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

【参考・日本医師会通知掲載ホームページ/メンバーズルーム】

<https://www.med.or.jp/login.html>

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

※メンバーズルームへのログインには会員ID、パスワードが必要

ID等の問合せは、日本医師会（代表・03-3946-2121）まで



大阪府医師会・地域医療1課
(06-6763-7012)